

業 務 委 託 契 約 書

宮崎県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、県立3病院電子カルテシステム等更新業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

- (1) 県立3病院の電子カルテシステムの更新及び部門システムの更新
- (2) (1)のシステムに係る7年間の保守及び運用管理。なお、保守については別途契約とする。
- (3) 別途指示するものを除き、端末パソコン、プリンタ類、携帯端末、スキャナ、バーコードリーダー等に係るハードウェア及びソフトウェアの設定
- (4) システム構成図、運用手順、管理規定等システムを適正に運用管理するためのドキュメント類一式の作成
- (5) その他、目的を達成する上で必要な業務で、別途協議の上合意した業務

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託業務の委託料（以下「委託料等」という。）は、金〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税額金〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円を含む。）とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円を甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

第4条 契約保証金は免除する。

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、委託業務を甲が別に定める別紙仕様書及び甲の指示に従って処理しなければならない。

（業務計画書の作成及び提出）

第6条 乙は、この契約の締結後、この契約及び仕様書等に定めるところにより、委託業務を遂行するために必要な年度別の作業工程及びそれに対応した業務遂行に関する計画書（以下「業務計画書」という。）を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定により業務計画書の提出があったときは、甲は、当該業務計画書の内容がこの契約及び仕様書等に定めるところに合致するときに限り、これを承認するものとする。

3 前2項の規程は、当該業務計画書の内容を変更する場合に準用する。

（再委託の禁止）

第7条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

（権利の譲渡等の禁止）

第8条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

(実地調査等)

第9条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の用途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(成果品等の提出)

第10条 乙は、委託業務を完了したときは、直ちに成果品及び業務の成果に関する報告書（以下「成果品等」という。）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、成果品等を受領したときは、その内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に通知するものとする。

3 乙は、前項の規定による不合格の旨の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。前2項の規定は、この項の規定による補正について準用する。

4 第2項(前項後段において準用する場合を含む。)の検査及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

(委託料の請求及び支払)

第11条 乙は、甲から前条第2項(同条第3項後段において準用する場合を含む。)の規定による合格の旨の通知があったときは、甲に委託料等の支払請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料等を支払うものとする。

3 甲がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に委託料の全部又は一部を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき。

(2) 乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

2 甲は、翌年度以降において甲の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額され、又は削除された場合には、この契約を解除するものとする。

3 甲は、前2項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第13条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第14条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を

有するものとする。

(個人情報の保護)

第15条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記1個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第16条 乙は、委託業務を処理するためネットワーク、情報システム及び情報資産を取り扱うに当たって、別記2情報セキュリティ関連業務特記事項を遵守しなければならない。

(事故等の報告)

第17条 乙は、甲から貸与された資料、情報、機器、その管理するデータ等の漏洩、滅失、き損その他事故が発生した場合は、直ちに事故の拡大の防止、復元、改修等の措置を講ずるとともに、事故等の概要を甲に報告し、その指示に従わなければならない。

(危険負担)

第18条 成果物の納入前に成果物が滅失又は損傷した場合は、甲の責めに帰すべき場合を除きその復旧に要する費用は、乙の負担とする。

(かし担保責任)

第19条 乙は、甲から第10条第2項(同条第3項後段において準用する場合を含む。)の規定による合格の旨の通知を受けた日(以下「合格通知日」という。)から起算して1年以内に発見された成果物のかしを、乙の責任と費用負担において甲の指定する期日までに修補するものとする。

2 甲は、前項に規定するかしの修補に代えて、乙に損害賠償の請求をすることができる。

(資料等の貸与及び返還)

第20条 乙から甲に対し、委託業務の遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合は、甲乙協議の上、甲は乙に対しこれらの提供を行うものとする。

2 甲から提供を受けた資料等が委託業務の遂行上不要となった場合は、乙は、遅滞なくこれらを甲に返還し、又は甲の指示に従った処置を行うものとする。

(資料等の管理)

第21条 乙は、甲から貸与された委託業務に関する資料等を善良なる管理者の注意をもって管理し、及び保管し、かつ、委託業務以外の用途に使用してはならない。

(著作権)

第22条 乙は、委託業務の履行に当たって、第三者の著作権を侵害してはならない。

2 乙は、甲から第9条第2項の検査(同条第3項後段において準用する場合を含む。)に合格した旨の通知を受けた日をもって成果品の著作権(著作権(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。)を甲に無償で譲渡し、以後、著作者人格権(著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利をいう。)を主張しないものとする。

3 前項の成果品の全部又は一部に乙が従前から保有する著作権その他の知的財産権が含まれていた場合は、前項の規定にかかわらず、当該知的財産権は乙に帰属する。この場合において、甲は、成果品を利用するために必要な範囲内に限り、これを無償かつ非独占的に利用することができる。

4 成果品に係る著作権について第三者と紛争が生じたときは、乙は、直ちにこれを甲に報告し、

乙の責任と費用負担において解決するものとする。

(業務の引継等)

第23条 この契約が終了し、又はこの契約の全部若しくは一部を解除した場合において、乙は、甲及び甲が指定する者が委託業務を継続（成果物等を利用した事業を含む。以下同じ。）するために必要な措置を講じ、支援するものとする。

2 前項に規定する必要な措置及び支援には、乙及び第三者が所有権、著作権等を有するソフトウェア類等を甲及び甲の指定する者が委託業務の継続のために無償で使用できるようにすることを含むものとする。

3 前項に定めるもののほか、第1項に規定する必要な措置及び支援の具体的な内容は、甲及び甲の指定する者と乙で協議の上、定めるものとする。

(データ移行)

第24条 この契約が終了し、又はこの契約の全部若しくは一部を解除した場合において、乙は、現行システムから新システムへのデータ移行を無償で行うものとする。ただし、移行に際して別途プログラムの作成やそれに付随する作業が発生した場合に乙は、甲乙協議の上必要と認められた移行経費を甲に請求することができる。

(費用の負担)

第25条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議等)

第26条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、宮崎県病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程）第7章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年 月 日

甲 宮 崎 県
宮崎県病院局長 吉村 久人

乙 ○○市○○町○○番地
○○○
代表者 職 氏 名

別記1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密等の保持)

第2 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(適正管理)

第5 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、本契約第7条に定める場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託してはならない。

(資料の返還等)

第8 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、委託業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(事故報告)

第10 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

別記2

情報セキュリティ関連業務特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の処理に当たっては、乙が受託者として守るべき内容を十分理解するとともにこれらを遵守しなければならない。

(情報資産の取扱い)

第2 乙は、情報資産(複製されたものを含む。以下同じ。)を外部へ持ち出す場合には、甲の許可を受けなければならない。

第3 乙は、情報資産が記録された記録媒体を外部へ持ち出す場合には、盗難、紛失、不正コピー等の防止対策を厳重に行わなければならない。

第4 乙は、情報資産が記録された記録媒体を廃棄する場合には、情報を復元できないよう物理的破壊を行った上、甲の承認を受けなければならない。

(機器等の取扱い)

第5 乙は、使用する機器、記録媒体等を第三者に使用され、又は情報を閲覧されることのないよう厳重に管理しなければならない。

(ID及びパスワードの取扱い)

第6 乙は、甲から使用する機器のID及びパスワードを与えられた場合は、当該情報の漏えい等が発生しないよう厳重に管理するとともに、当該業務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(機器構成の無許可変更の禁止)

第7 乙は、業務の遂行に当たりネットワーク又は情報システムを構成する機器の増設又は交換が必要な場合には、甲の許可を受けなければならない。

(ネットワークへの無許可接続の禁止)

第8 乙は、機器端末等をネットワークへ新規接続する場合又はネットワークに接続している機器端末等を他ネットワークへ変更接続する場合は、甲の許可を受けなければならない。

第9 乙は、業務の遂行に当たり乙が所有する機器端末等をネットワークへ接続する必要がある場合は、甲の許可を受けなければならない。

(ソフトウェアの無許可導入、更新又は削除の禁止)

第10 乙は、情報システムで使用する端末等においてソフトウェアの導入、更新又は削除を行う場合には、甲の許可を受けなければならない。

(コンピュータウイルス対策)

第11 乙は、外部から記録媒体によりファイルを取り入れる場合は、必ずウイルスチェックを行わなければならない。

(従事者への周知)

第12 乙は、この契約による業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、情報セキュリティ対策に関し、必要な事項を周知させなければならない。

(事故報告)

第13 乙は、情報資産が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合には、速やかに甲に報告

し、甲の指示に従うものとする。

第14 乙は、ネットワーク又は情報システムの異常や障害を発見した場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(法令遵守)

第15 乙は、業務の遂行において使用する情報資産について、次に掲げる法律を遵守し、これに従わなければならない。

- (1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）
- (2) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- (3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）